明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国民年金法等の一部を改正する法律（二七）　二
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律（二八）　四
〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一二九）　五
○不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一三〇）　六
○株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（一三一）
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の施行期日を定める政令（一三二）
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（一三三）
〔府　令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**二五）　三
〔府令・省令〕
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三
〔省　令〕
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（**厚生労働**六七）　三
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（**国土交通**三〇）　三
○公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令（**環境**八）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇国民年金法等の一部を改正する法律（法律第二七号）（厚生労働省）

一　国民年金法の一部改正関係

1　障害基礎年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときに加算を行うものとした。

2　受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子を有するに至ったときは、その翌月から、障害基礎年金の額の改定を行うものとした。

二　厚生年金保険法の一部改正関係

1　障害厚生年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の六五歳未満の配偶者があるときに加算を行うものとした。

2　受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の六五歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から、障害厚生年金の額の改定を行うものとした。

三　国家公務員共済組合法の一部改正関係

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金について、二の改正に準じた改正を行うこととした。

四　地方公務員等共済組合法の一部改正関係

地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、二の改正に準じた改正を行うこととした。

五　国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の国民年金法の規定による障害年金について、一の改正に準じた改正を行うこととした。

2　国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法又は船員保険法の規定による障害年金について、一の改正及び二の改正に準じた改正を行うこととした。

六　経過措置

1　施行日において現に障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子（当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った子に限る。）がある場合における障害基礎年金の額の改定について、所要の経過措置を設けることとした。

2　その他障害厚生年金の額の改定等に関し必要な経過措置を定めることとした。

七　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律（法律第二八号）（厚生労働省）

1　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定を整備することとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（総務省）

1　事業所税の課税団体として、新たに、青森市及び一宮市を指定することとした。（第五六条の一五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇不正競争防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一三〇号）（経済産業省）

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二一年法律第三〇号）の施行期日を平成二二年七月一日とすることとした。